

## 【シンガポール】 ドローンの安全利用を促す法を施行

海外立法情報課 光成 歩

\* 2015年6月1日、無人航空機（以下、ドローン）の飛行範囲と用途に一定の制限を課し、公共空間の安全確保を目指す「無人航空機（公共安全保安）法」（No. 16 of 2015）が施行された。ドローンの商品市場およびドローンを利用したサービスセクターの成長可能性は大きいと期待されており、議会は関連産業の成長を阻害しない運用を求めた。

### 1 背景

価格の低下と小型化・軽量化により商業用として急速に普及するドローンについては、公共空間の安全確保及びプライバシーの観点からの課題が浮上し、各国がその使用に関する規則制定を進めている。シンガポールでは2014年4月以降、市内電車の線路内にドローンが侵入した2例を含め、ドローンが関係する事故、苦情が20件以上報告されていた。

ドローンの飛行に関するシンガポールの従来の法的枠組みは、以下のようなものだった。航空法（Air Navigation Act）および航空命令（Air Navigation Order）の下、重量が7kgを超えるドローンは、有人航空機と同様に、機体の登録、耐空性試験および航行に際する規定の適用を受けるものとされてきた。一方、重量7kg以下の機体については、空港の5km圏内もしくは海拔200フィート（1フィートは約0.3m）以上の高度で飛行させる場合にのみ、シンガポール民間航空庁（CAAS）の事前許可が必要とされた（注1）。即ち、過去1～2年間で娯楽商品として人気が高まった小型で軽量のドローンの飛行についてはほぼ規制がなく、必要に応じて時限的に飛行規制区域が設定されてきた（注2）。しかし、日本の首相官邸へのドローン侵入事件およびオーストラリアのトライアスロン競技中のドローン進入事件等を受け、シンガポール政府は、多数の人出が予想される東南アジア競技大会（2015年6月6日開幕）前に法整備を完了させる方針を採ることとした（注3）。

### 2 法制の概要

シンガポール議会は、2015年5月11日に無人航空機（公共安全保安）法（Unmanned Aircraft (Public Safety and Security) Act）（以下「UA法」）案を可決した。UA法は航空法および公共秩序法（Public Order Act）の一部を改正する内容で、同時に改正された航空命令と合わせて、娯楽および商業利用を目的としたドローンの使用はCAASの監督下に置かれることになった（注4）（注5）。

#### (1) 飛行が禁止される区域

空港の5km圏内および海拔200フィート以上の飛行に関する既存の規制に加え、官報で公布された保護区域内でのドローンの飛行、またドローンに搭載されたカメラなどによる保護区域内の写真撮影が禁止された。保護区域には大統領官邸、国会議事堂、最高裁判所、石油化学企業が集中する工業区ジュロン島、軍関係施設などが含まれ、許可なくこれらの行為を行った場合には2万シンガポール・ドル（以下S\$、1S\$は約92円）以下の罰金刑も

しくは12か月以下の禁固刑またはその両方が科されるとされた。

## (2) 危険物の運搬

ドローンで武器・弾薬・爆発物・生物兵器などの危険物を運搬することは禁じられ、違反した場合には10万S\$以内の罰金もしくは5年以内の禁固またはその両方が科される。また、実害の有無に関わらず、飛行中のドローンから物質を放出させることも禁じられた。違反した場合には2万S\$以内の罰金が科される。また、シンガポールの領域外からドローンを飛ばし、上記(1)及び(2)に反する行為を行った場合にも、同様の罰則が科される。

## (3) イベント会場等への持ち込み・飛行の禁止

大人数の集客が予想されるイベント会場へのドローンの持ち込み及び会場内でこれを飛行させてイベントを妨害することが禁じられた。イベントの種類は、公共秩序法に基づいて内務省が随時指定する。

## (4) 飛行中断にかかる警察官権限

UA法の規定に違反してドローンを飛行させている人物に対し、警察官は飛行停止やドローン押収等の強制権限を与えられる。

## (5) その他事前許可が必要とされる用途

ドローンを商業利用するすべての場合及びドローンを専門的な目的(農業、建設、調査、監視および巡回、救護および捜索、空中でのパフォーマンス、宣伝等)に利用する場合には、ドローンの重量に関わらずCAASの事前許可が必要とされる。

## 3 国会審議で提示された論点

国会では与野党議員ともに法案を支持した。審議では、ドローンの商業利用により国内の労働力不足を補てんできるとの期待感や、災害時の捜索やデータ収集など人道・研究分野での利点の大きさが指摘され、ドローン利用の活性化を促す観点から、許可申請手続の効率化並びに許可基準の明確化が求められた。一方、盗撮などプライバシー侵害への防止策及び罰則が設けられていないこと、ドローンを用いたテロ攻撃への対策について規定が不十分であることなど、ドローンを悪用した犯罪抑止の観点からは懸念も示された(注6)。

注(インターネット情報は2015年6月19日現在である。)

(1) *Singapore Parliament Reports*. 2015.2.12.

(2) シンガポール民間航空庁(CAAS)メディア・リリース(2015年5月28日付)。<[http://appserver1.caas.gov.sg/caasmediaweb2010/opencms/Journalist/Press\\_Releases/2015/news\\_0008.html](http://appserver1.caas.gov.sg/caasmediaweb2010/opencms/Journalist/Press_Releases/2015/news_0008.html)>

(3) *Singapore Parliament Reports*. 2015.5.11.

(4) Republic of Singapore Government Gazette, Unmanned Aircraft (Public Safety and Security) Act (No. 16 of 2015).

(5) シンガポール民間航空庁(CAAS)メディア・リリース(2015年6月2日付)。<[http://appserver1.caas.gov.sg/caasmediaweb2010/opencms/Journalist/Press\\_Releases/2015/news\\_0012.html](http://appserver1.caas.gov.sg/caasmediaweb2010/opencms/Journalist/Press_Releases/2015/news_0012.html)>

(6) *Singapore Parliament Reports*. 2015.5.11.